

深刻な子どもの貧困について抜本的な対策を求める意見書

2013年6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子どもの貧困対策法）が制定され、2014年1月に施行された。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、子どもに対する教育、生活、就労、及び経済的支援などの子どもの貧困対策を総合的に推進することを国及び地方公共団体の責務としている。

ユニセフ「子どもの幸福度」調査によれば、日本の子どもの幸福度は31カ国中6位だが、物質的豊かさは21位となっている。これは子どもの貧困率が高く、親から子への貧困の連鎖が深刻な実態であることを示している。子どもの貧困対策は喫緊の課題であり、子どもの権利保障の観点から取り組むべきである。

政府は、本年4月から6月にかけて、「子どもの貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」と言う。）の策定に向けた「子どもの貧困対策に関する検討会」を開催。当事者の若者なども含む、子どもの貧困対策に関しすぐれた見識を持つ有識者が集まり、各回の会議ごとに外部有識者からのプレゼンテーションも行われ、膨大な資料が提出されている。

しかしながら、6月5日に検討会が大筋合意したとされる、7月に策定予定の大綱への提言案は、財源の裏づけがなく、実際の施策につながるかは不透明である。

よって、本市議会は、政府に対し、子どもの貧困対策法が有効に生かされるよう、実効性ある大綱の策定を求め、大綱に下記の点を盛り込むことを求めるものである。

記

- 1 子どもの貧困対策に関する大綱に基づく施策を効果的に推進するため、「子どもの貧困対策推進室」を内閣府に設け、有識者、当事者、支援団体等で構成する常設の「子どもの貧困対策審議会」を設置し、計画の具体化及び政策評価を進め、施策の推進を図ること。
- 2 都道府県及び政令指定都市のみならず、市区町村においても、子どもの貧困対策の担当部局等を設置させること。
- 3 就学援助制度や子どもにかかわる支援制度等の自治体間格差をなくすため財源措置を講じること。
- 4 貧困の状況にある子ども及びその保護者への生活・就労・経済的支援などの貧困率を下げるための必要な施策を、国の責任において実施すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年 6 月30日

三鷹市議会議長 伊 藤 俊 明